専門基礎分野	人体の構造と機能	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	運動学を含む。
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	三	三	三	三	三	三	三	三	三	社会保障制度及び職業倫理を含む。
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学	七	八	八	九	九	九	九	九	九	東洋医学概論及び経路経穴を含む。
	基礎はり学										
	基礎きゅう学										
	臨床あん摩マッサージ指圧学	十一	十一	十一	十三	十三	十三	十五	十五	十九	あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの適応の判断、病態生理学並びに生体観察を含む。
	臨床はり学										
	臨床きゅう学										
	社会あん摩マッサージ指圧学	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
	社会はり学										
	社会きゅう学										
	実習	十	十二	十	十五	十三	十五	十五	十五	十九	施術所における臨床実習前施術実技試験等を含む。
	臨床実習	四	四	四	四	四	四	四	四	四	三単位以上は、学校若しくは養成施設又はあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを行う施術所において行うこと。
	総合領域	十	十	十	十	十	十	十	十	十	あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの歴史を含む。
合計		八十五	八十八	八十六	九十四	九十二	九十四	百			

別表第一の備考第三号を次のように改める。

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十単位以上）、はり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十四単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十三単位以上）、きゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十二単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十一単位以上）、あん摩マッサージ指圧師及びはり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上）、あん摩マッサージ指圧師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十八単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十七単位以上）、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上）、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十六単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野五十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第一の備考第四号中「二十六単位」を「四十単位」に、「十六単位」を「三十単位」に、「三十二単位」を「五十五単位」に、「二十二単位」を「四十五単位」に改める。

別表第二専門分野の項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項の認定を受けている学校又は養成施設（次条において「改正前認定学校養成施設」という。）においてあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条　改正前認定学校養成施設における新規則第二条第七号に規定する専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条　この省令の施行の日（次条において「施行日」という。）前にこの省令による改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（次条において「旧規則」という。）別表第二専門分野の項第四号に掲げる者に該当する教員としての経験を有する者については、新規則別表第二の規定にかかわらず、当分の間、教員として同表の専門分野の項の上欄に掲げる教育内容を教授することができる。